

育児休業を取得した際には

# 共済組合から育児休業手当金が支給されます

## 給付額

期間

対象の子が1歳に達する日まで

育児休業の開始日から180日に達する日まで

標準報酬日額(標準報酬月額×1/22)×67/100×休業日数(土日除く)

育児休業の開始日から181日以後

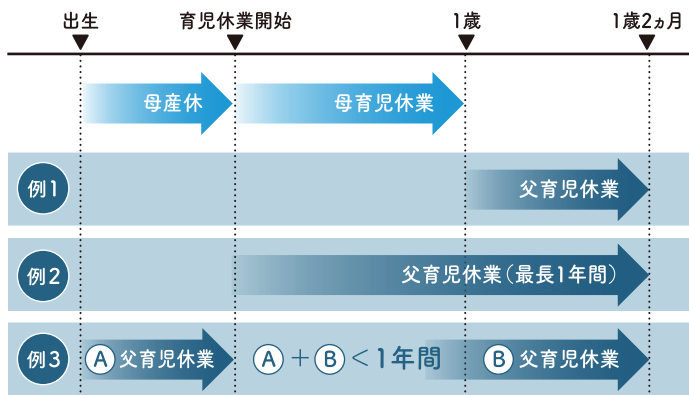
標準報酬日額(標準報酬月額×1/22)×50/100×休業日数(土日除く)

通常、支給期間は上記のとおりとなりますが、以下の①または②の要件を満たすことで、子が1歳6ヵ月(最長2歳)に達する日まで支給期間が延長されます。

- ① 育児休業に係る子の1歳\*の誕生日前日までに保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、1歳\*に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合  
\*2歳までの延長の際は、1歳6ヵ月に読み替えます。
- ② 子が1歳に達する日後の期間について、養育を行う予定であった配偶者が死亡、負傷、疾病等の理由により養育することが困難になった場合

また、組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合(パパ・ママ育休プラス)は、子が1歳2ヵ月に達する日までのうち1年間\*を限度に支給されます。 \*母親の場合は、通常どおり出生日と産後休業期間を含めて1年間です。

## 「パパ・ママ育休プラス」を利用した育児休業手当金の支給例



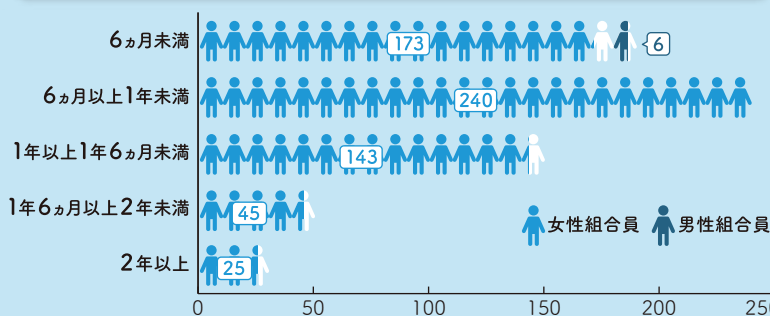
- 例1 交代で育児休業を取得する場合
- 例2 ともに育児休業を取得する場合
- 例3 母親の産休時に育休を取得し、途中で復職したものの、再度、育児休業を取得したことにより休業期間が連続していない場合

パパ・ママ育休プラスに該当し、上記①、②の要件にも該当している場合には、「手当金を受ける期間の末日時点」において延長要件に該当しているかの確認を行います。

注意) 育児休業手当金を受給中に育児休業期間の短縮や保育所等への入所が可能になった等、要件を満たさない事実が生じた場合は、所属所の共済担当課を通じてお早めに請求期間の変更手続きを行ってください。



## 育児休業取得期間の状況(昨年度)



## 「パパ・ママ育休プラス」男性組合員の取得状況

パパ・ママ育休プラスの制度開始(平成22年6月30日)からの男性組合員の育児休業取得状況です。昨年度までの取得件数47件のうち、パパ・ママ育休プラスに該当したものは11件でした。

